



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

73	保安林の指定の解除予定	(森林整備課)..... 1
74	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課)..... 1
75	公共測量の実施	(技術調査課)..... 2
76	道路の区域変更	(道路保全課)..... 2
77	道路の供用開始	( " )..... 2
78	道路の区域変更	( " )..... 3
79	道路の供用開始	( " )..... 3
80	道路の区域変更	( " )..... 3
81	道路の供用開始	( " )..... 4
82	一般競争入札による落札者の決定	(会計課)..... 4

### ○ 警察本部告示

1	令和3年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集	..... 5
---	-----------------------------	---------

### ○ 公告

	使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦	(労働政策課)..... 5
--	---------------------	----------------

## 告 示

### 和歌山県告示第73号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字原日浦字平岩295の1・296の4・296の8・298・301の1・302の1・315の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第74号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町樫野又は田原に住所又は根拠地を有する者が行う定置漁業（小型定置網漁業を除く。）	南紀第4

**和歌山県告示第75号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長職務代理者から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空写真撮影、写真地図作成、数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 令和4年1月21日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市の一部

**和歌山県告示第76号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町栗栖川字王子166番1地先から同市中辺路町栗栖川字王子240番2地先まで	旧	7.00 } 14.50	311.80	
同上	新	8.60 } 38.50	311.80	

**和歌山県告示第77号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 田辺市中辺路町栗栖川字王子166番1地先から同市中辺路町栗栖川字王子240番2地先まで

供用開始の期日 令和4年1月25日

## 和歌山県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市北野字池ノ下331番1地先から同市北野字池ノ下326番8地先まで	旧	6.94 }	72.24	
同上	新	6.94 }	72.24	

## 和歌山県告示第79号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市北野字池ノ下331番1地先から同市北野字池ノ下326番8地先まで

供用開始の期日 令和4年1月25日

## 和歌山県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字土生字下ノ谷520番1地先から同町大字土生字打谷427番1地先まで	旧	11.95 }	571.47	

同上	新	10.20 } 69.66	557.50	
----	---	---------------------	--------	--

**和歌山県告示第81号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊美山線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字土生字下ノ谷520番1地先から同町大字土生字打谷427番1地先まで

供用開始の期日 令和4年1月25日

**和歌山県告示第82号**

令和3年度和歌山県財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和3年度和歌山県財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地

## 3 落札者を決定した日

令和4年1月7日

## 4 落札者の氏名及び住所

富士通Japan株式会社・富士通リース株式会社

（代表者）富士通Japan株式会社和歌山支店

和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号

（構成員）富士通リース株式会社

東京都千代田区神田練堀町3番地

## 5 落札金額

730,386,624円（うち消費税及び地方消費税の額66,398,784円）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年12月14日

**警察本部告示**

## 和歌山県警察本部告示第1号

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第3号）第26条第2項の規定に基づき、令和3年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり告示する。

令和4年1月25日

和歌山県警察本部長 遠藤 剛

## 1 募集期間

令和4年1月25日（火）から同年2月25日（金）までの間

## 2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは、和歌山県警察のホームページ（<https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/>）に掲載の「公表に係る個人情報ファイル簿一覧」に登載されている個人情報ファイル簿において実施機関非識別加工情報の提案を募集する旨が記載されているものとする。

## 3 提案の方法等

令和3年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

（令和3年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県警察情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県警察のホームページ（[https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/05\\_kenkei/kozinjyouhoukouhyou/teian.html](https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/05_kenkei/kozinjyouhoukouhyou/teian.html)）に掲載する。）

## 公 告

## 公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和4年1月25日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

## 1 推薦資格を有する者

(1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。

(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

## 2 推薦される者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、使用者委員又は労働者委員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

## 3 推薦方法

(1) 使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。

(2) 労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

## 4 推薦書の提出期間

令和4年1月25日から同年2月24日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課